

議案第一号

三朝町取員定数条例の一部を改正する条例について

三朝町取員定数条例(昭和二十八年三朝町条例第一号)の一部を別紙のよう改正

するものとする

昭和二十八年一月十八日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和二十八年一月十八日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

第二条中

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

とあるを

機関の区分	職員の区分	定数
町長補助機関	一、事務吏員 二、技術吏員 三、その他の職員	通じて 一〇〇人
議会	事務局長 主事 書記 雇	但し当分の間一人は併任とする。 二人
選挙管理委員会	書記長 書記	
監査委員	書記	
公平委員会	書記	
固定資産評価 審査委員会	書記	当分の間併任とし本務職員を置かないものとする。

に改める。

この条例は公布の日から施行する。

附 則

機関の区分	職員の区分	定数
町長補助機関	一 事務吏員 二 技術吏員 三 その他の職員	通じて 九九人
議 会	事務局長 主 事 書 記 雇 員	二人
選挙管理委員会	書 記 書 記 長	議会事務局職員をもつて充てる。
監 査 委 員 会	書 記	
公平委員 会	書 記	
固定資産評 価 委 員 会	書 記	当分の間併任とし本務職員を置かないものとする。
審 査 委 員 会	書 記	